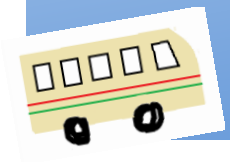
報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 28 年３月８日
四国行政評価支局

全ての障がい者が暮らしやすい社会を

路線バス事業者の精神障がい者に対する運賃割引の導入を促進してほしい



― 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん ―

総務省四国行政評価支局（局長：田名邊 賢治）は、路線バス事業者の精神障がい者に対する運賃割引の導入の促進を求める行政相談を受け、民間有識者で構成する四国地域行政苦情救済推進会議（座長：土田 哲也 香川大学名誉教授、ほか５名）の意見を踏まえ、平成 28 年３月８日、四国運輸局に対してそのあっせんを行いました。

【あっせんの概要】

四国運輸局は、精神障がい者に対する運賃割引の導入について、引き続き、その未導入路線バス事業者が加入する県バス協会及び未導入路線バス事業者等の理解が得られるよう努め、その導入状況を継続的にフォローアップすること。

【本件の連絡先】
総務省四国行政評価支局
首席行政相談官　井原 俊秀
電話：087-831-9204
FAX：087-831-4510
〒760-0068　高松市松島町 1-17-33
高松第２地方合同庁舎４階

【相談要旨】

私は精神障害者保健福祉手帳を所有しており、各種公的サービス等の割引を受けている。

しかし、いつも利用する路線バスでは、乗車賃の割引制度がないので、病院まで通常の運賃を支払って乗車しており、経済的に負担が大きい。身体障がい者等と同様に乗車賃割引の適用を受けられるようにしてほしい。

【当局の調査結果】

○　路線バス事業者による運賃割引の導入状況

当局が確認した四国内の路線バス事業者 25 社（注）による障がい者に対する運賃割引の導入状況をみると、いずれの事業者も身体障がい者及び知的障がい者に対する運賃割引を導入している一方で、精神障がい者に対する運賃割引を導入している路線バス事業者は 17 社（68%）となっています。

また、県別でみると、香川県及び徳島県では、路線バス事業者全て（香川県４社、徳島県５社）で精神障がい者に対する運賃割引を導入していますが、**愛媛県では６社全て、高知県では 10 社中２社**が運賃割引を導入していない状況がみられます。

なお、障がい者に対する運賃割引に伴う運賃の減収分については、国からの助成はなく、事業者が負担することとなります。

（注）　路線バス事業者のうち、２県で路線バスを運行する１社については２社として計上し、コミュニティバスのみを運行している事業者は除いています。

区　分	路線バス事業者数	精神障がい者に対する運賃割引未導入事業者数
香川県	4	0
徳島県	5	0
愛媛県	6	6
高知県	10	2

（注）１　平成 27 年 11 月現在

２　高知県内の未導入事業者２社のうち１社は、平成 28 年５月 10 日から実施予定である。

未導入事業者数

愛媛県６社全て

高知県 10 社中２社

【あっせんの要旨】

四国運輸局に対して、以下のとおり、あっせんを行いました。

四国運輸局は、精神障がい者に対する運賃割引の導入について、平成 28 年１月５日付けで四国バス協会会長宛に協力依頼文書を発出しているところである（注１）が、今後、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（以下「標準運送約款」という。）（注２）に取り入れられている精神障がい者に対する運賃割引について、引き続き、その未導入路線バス事業者が加入する県バス協会及び未導入路線バス事業者等の理解が得られるよう努め、その導入状況を継続的にフォローアップすること。

（注）１　今回の行政相談を受け、当局から四国運輸局に対応を求めていたところ、平成 28 年１月５日付けで四国バス協会会長宛に精神障がい者に対する運賃割引について協力依頼を発出したものです。

２　運送約款とは、バス事業者と乗客との間に定める契約のことで、バス事業者は運送約款を定めて国土交通省の認可を受けなければなりません。標準運送約款は、国土交通省が作成・公示するもので、標準運送約款と同一内容の運送約款であれば、その旨の申出をすれば認可を受ける必要はありません。

【参考】

１　障がい者の定義

精神障がい者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第５条において、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と規定されています。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第２条の規定では、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており、**精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じ位置付けとなっています。**

また、障がい者は、平成 26 年２月 19 日以降国内において効力が生じている国連の障害者の権利に関する条約第 20 条において、「障がい者個人の移動を容易にすること」が規定されており、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動を容易にすること。」とされています。

四国４県における精神障害者保健福祉手帳等の交付状況（平成 27 年３月 31 日現在）

（単位：人）

区　　分	香川県	徳島県	愛媛県	高知県
精神障害者保健福祉手帳（精神障がい者）	4,628	4,158	7,463	4,531
身体障害者手帳（身体障がい者）	47,083	38,344	69,498	44,794
療育手帳（知的障がい者）	6,937	7,656	12,641	6,129

２　精神障がい者に対する一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃割引制度

障がい者に対する運賃割引は、法令に義務付けはなく、関係機関の要請等を踏まえ、各公共交通事業者の判断で実施しており、身体障がい者に対する運賃割引は昭和 25 年以降、知的障がい者に対する運賃割引は平成３年以降導入されています。

精神障がい者については、平成７年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、精神障害者保健福祉手帳が交付されることとなり、また、18 年 10 月から当該手帳に顔写真が貼付される様式となり、当該手帳により本人確認が可能となりました。**このことを受けて、平成 24 年、国土交通省は、標準運送約款を改正し、従来の身体障がい者、知的障がい者に関する規定と同様に精神障がい者割引に関する規定を追加しています。**

３　四国運輸局における動き

⑴　四国運輸局は、平成 16 年 12 月、国土交通省自動車交通局長から精神障がい者に対する各種割引対象の拡大の要請に関する通知を受け、各支局経由で各県バス協会会長宛に「精神障害者に対する各種割引制度の適用について」（平成 16 年 12 月 27 日付け四運自旅第 577 号）を発出し、その後、24 年 12 月、標準運送約款に精神障がい者割引に関する規定が追加されたことを受け、同局自動車部長から四国バス協会会長及び未導入一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、「精神障がい者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービス等の適用の拡大に関する協力依頼について」（平成 24 年 12 月 26 日付け四運自旅第 841 号及び第 841 号の２）を発出し、協力を要請しています。

⑵　今回、当局が上記相談要旨のとおり行政相談を受け付け、四国運輸局に対応を求めていたところ、平成 28 年１月、四国運輸局は、四国バス協会会長に対し、「精神障がい者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービス等の適用の拡大等に関する協力依頼について」（平成 28 年１月５日付け四運自旅第 627 号）を発出し、協力を要請しています。

４　地方公共団体が収益の減収分を補助している事例

精神障がい者の社会参加の更なる促進を図ることを目的として、地方公共団体が精神障がい者への運賃割引を導入している事業者に対して、収益の減収分を補助しているという事例もありますので、参考までに御紹介いたします。

（参考）



精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のバス乗車料金の半額化に当たって
～障害者バス利用促進補助金～

バス運賃割引については，現在のところ旭川市内において精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方には適用されておりません。

旭川市では，障害者の社会参加の更なる促進を図ることを目的として，旭川電気軌道バス及び道北バス2社の協力のもと，平成26年度より，精神障害者の方を対象に，旭川市内での乗降時のバス乗車料金の半額化を実施することといたしました。

バス乗車料金の減額分は，バス事業者2社に対して旭川市より補助金が交付されます。

御利用に際しては，利用条件をよく御確認いただき，バスを利用される全ての皆様が円滑に利用できるよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお，精神障害者バス料金助成（年間3,000円分のバス料金助成）につきましては，平成26年3月31日をもって終了します。

（注）旭川市公式ホームページ（http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/）より抜粋

５　四国地域行政苦情救済推進会議について

四国地域行政苦情救済推進会議

民間有識者の意見を踏まえ、国民の視点に立った苦情解決を図ることを目的としています。

座長　土田　哲也　香川大学名誉教授
委員　泉川　誉夫　四国新聞社執行役員広告局長
委員　公受　弘充　四国経済連合会常務理事
委員　兼間　道子　日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長
委員　久保　正範　四国行政相談委員連合協議会会長、香川行政相談委員協議会会長
委員　橋田　行子　高松市消費者団体連絡協議会会長

（座長以外 50 音順）